

公益社団法人東京都眼科医会 令和元(2019)年度事業計画書

公1 都民の目の健康を守る事業

【1】 都民への眼科医療の啓発及び相談に関する事業(定款第4条第1号事業)

- 1) 目の愛護デー行事「Tokyo Eye Festival」の開催
10月10日の目の愛護デー行事として、10月12・13日の両日に、新宿駅西口イベント広場にて、東京都の共催を得て、都民に正しい目の知識と眼疾患についての啓発を行う。
- 2) 目の健康講座の開催
5月11日に、有楽町マリオンの朝日ホールにおいて、厚生労働省の後援・東京都の共催を得て、都民を対象とした眼科講演会および相談会を開催する。(参加者600名を予定)
- 3) 目の疾患および健康に関する正しい知識の啓発普及
市民健康講座の共催や、新聞・テレビ・ラジオなどのマスコミ媒体を通じての啓発活動により、眼疾患の早期発見につなげ、都民の視覚障害を予防する。
- 4) ホームページの運営
ホームページの管理・運営を行う。

【2】 眼科に係る地域医療の充実に関する事業 (定款第4条第2号事業)

- 1) 眼科休日診療の充実
東京都および東京都医師会と協力して、多摩地区においては、日曜・祝祭日に当番制で本会会員が出務する休日診療の運営にあたる。
23区においては、年末年始・ゴールデンウィークに3ヶ所で本会会員が出務する休日診療の運営にあたる。
- 2) 感染症発生予防事業への参加
東京都区内および多摩地区に、感染症サーベイランス事業として定点を会員の中から設定し、眼感染症の発生に関する情報を東京都に提供する。
東京都および東京都医師会と共に委員会に参画し、解析を行いその予防体制・診療情報などを会員に周知する。
- 3) 病診連携の充実
都内13大学眼科学教授との協議会を行う。
都内の病院と診療所との間で情報交換が積極的に行われるよう努める。
- 4) 学校保健活動の充実
 - (1) 眼科学学校医学術講演会を開催する。(参加者100名を予定)
 - (2) 各地区学校保健担当医連絡会を開催する。
 - (3) 養護教諭との懇談会を開催し、眼科学学校保健事業の円滑な運営を図る。
 - (4) 健康教育の推進に努めるべく眼科学学校医の指導や行政との連携を図る。
 - (5) 学校保健に関わる大会に積極的に携わり、眼科学学校医の資質の向上に努める。
 - (6) 東京都医師会の学校医会および学校保健委員会に役員・委員を派遣し、実務に携わるなど関連団体との連携を密にする。
 - (7) 眼科学学校保健の現状や問題点を探るため、必要に応じて眼科学学校医に対してアンケート調査などを行う。

【3】失明予防、視覚障害者対策事業および関係団体への協力に関する事業（定款第4条第3号事業）

1) アイバンク・献眼運動の実施

目の愛護デー行事で献眼コーナーを設け献眼をPRする。

日本アイバンク協会、読売光と愛の事業団・順天堂アイバンク・慶大眼球銀行・杏林アイバンクと協力する。

2) 視覚障害者・失明予防対策事業

視覚障害者の社会復帰を支援する。

- (1) 視覚障害者リハビリテーション講習会を、会員以外にも広く視覚障害者に携わる介護施設従事者や視能訓練士などを対象に、実習に重点を置き年に1回、15～20名で開催し、より良い視覚障害者環境整備に努める。

- (2) 東京都ロービジョンケアネットワーク（東京版スマートサイト）の運営に携わる。

3) 眼科医療関係団体への協力および助成

失明予防団体や視覚障害関係団体への助成を通じて、都民の失明予防事業に貢献する。

【4】眼科に係わる医学・医療の調査研究および教育に関する事業（定款第4条第4号事業）

1) 東京眼科集談会の開催

卒後教育の一環として、会員や他科医師およびその他の医療関係者などを対象とした眼科集談会を、年4回開催する。

2) 研修会の開催

眼科医師の生涯研修体制の充実を図るため、各種研修会を開催し、新しい医学医療研鑽により、都民に良質な医療の還元を図る。

- (1) 東京都眼科医会研修会（12月7日に参加者150名を予定）

- (2) 新規眼科開業医研修会

3) 学術講演会の開催

最新の医学を研鑽するため、学術講演会を開催し、医師の資質の向上を図り、都民への良質な医療の還元を図る。

- (1) 日本眼科講演会（5月18日に参加者170名を予定）

- (2) 東京都眼科医会学術講演会（年2回参加者各250名を予定）

- (3) 眼鏡処方講習会（1月18日に参加者250名を予定）

4) 眼科医療従事者教育の実施

医療従事者の知識と技術の向上のため、各種講習会を開催し、眼科医療環境を充実させ、都民への良質な医療の還元を図る。

- (1) 眼科コ・メディカル講習会（3日間で参加者200名を予定）

- (2) 眼科医療従事者講習会（11月16日に参加者100名を予定）

5) 東京で開催される各種学会並びに学術講演会への協力

各種学術集会への後援を行い、眼科医の資質の向上に努める。

6) 医療の調査に係わる事業

都内眼科医の医療実態調査を行う。

7) 医事に係る事業

眼科医療に関する諸事への対策を図る。

- (1) コンタクトレンズ管理者講習会（9月21日に参加者350名を予定）

- (2) 眼鏡・サプリメントなどに関わる諸問題の検討

- (3) 東京都福祉保健局と医薬品・医療機器の問題点を協議する。

8) 会報・ニュースの発行（発行部数2,400部）

会報を年4回、ニュースを年12回および必要とされる時には臨時に発行する。

全会員、全国の眼科医会、眼科関連団体および眼科関連業界などに配布する。

9) 社会保険に関する事業

良質な眼科保険医療を目的とし、社会保険事業への積極的な参画を図る。

- (1) 東京都医師会・社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会などの各種団体に参加・協力する。(各科別保険医療講習会の共催など)
- (2) 眼科審査委員(社保・国保・労災)の連絡会の補助および審査委員・役員協議会を開催する。
- (3) 最新の眼科保険診療情報の提供(疑義についての回答など)
- (4) 2019(平成31)年度眼科診療報酬改定説明会を行う。(3月27日に参加者700名を予定)

10) 眼科に関する全国規模の各種学会への助成

眼科医がより多く参加し、資質の向上を図るべく、全国学会を助成する。

11) 眼科勤務医に関する事業

近年増加傾向にある眼科勤務医を取り巻く環境の改善を図る。

- (1) 勤務医委員会(年2回)
- (2) 東京都内13大学および病院の医局長・医長協議会(年2回)
- (3) 新入医局員情報交換会および入会促進

12) 関係団体との連携の強化(日本眼科医会、日本眼科学会、日本視能訓練士協会など)

13) 男女共同参画に関する事業

育児・介護中の眼科医師が、本会事業に参画しやすい環境を整備することを目的として助成金を支給する。会議を開催し、現在の問題点を検討し、解決方法を探る。

他1 その他の事業

【1】会員の相互扶助に関する事業

- 1) 保険会社と提携し、開業医への休業補償制度を斡旋
- 2) 大学眼科教室員の親睦・懇親会を開催
- 3) 会員の親睦・懇親会を開催

管理 法人管理

- 1) 代議員会の開催(6月8日)
- 2) 理事会の開催(8月を除く毎月第3木曜日、8月は最終木曜日、随時必要とされる時)
- 3) 会長副会長会の開催(毎月理事会前の火曜日、随時必要とされる時)
- 4) 地区会長会の開催(10月31日)